

発表要旨②

多文化社会をめぐる困難 ― 国際比較の視点から

東北大学大学院文学研究科 永吉 希久子

本報告では、東北がその一部となる日本の多文化社会の特徴を、①理念としての多文化共生、②人々の多文化社会観、③多文化社会に関わる制度、④移民の社会経済的地位という4つの次元について、国際比較を通して示した。

日本では多文化社会の在り方に関する理念として「多文化共生」が用いられてきた。その定義は多様であるが、異質な文化の理解、文化集団間でのコミュニケーションの遂行、文化集団間の対等な関係という三つの要素を含むことが指摘されている。集団間の平等と文化的権利の承認を含意している点では、カナダ等で発展してきた多文化主義と共通点をもつ。他方で、経済的・社会的不平等が不可視化される点や、異質性が強調される一方で統合という観点をもっていないため、「彼ら」と「われわれ」が分断されてしまう点への懸念も示されている。

日本人の外国人の権利への意識を、国際比較社会意識調査をもとにみると、日本では文化的少数者が自文化を維持することを肯定する人の割合が相対的に高い。また、定住外国人に自国民と同様の社会的権利や経済的権利を与えることへの支持は他の国々と同程度である。しかし、「不法滞在している外国人の国外退去」を支持する程度も高く、仕事が少ない場合には自国民を優先すべきとの意見に同意する割合も高い。さらに、文化的権利を重視している、外国人に対して寛容な層であっても、不法滞在外国人の国外退去の支持が低いわけではない。つまり、日本人は、「不法滞在」などの条件や日本人の状況によって、容易にはく奪可能な恩恵として、外国人の権利をとらえている可能性が示唆される

多文化共生に関する制度を、移民統合制度についての国際指標をもとに比較すると、雇用に関する制度と健康に関する制度を除けば参加38か国の平均以下であった。特に、教育や反差別の領域において、外国人の権利を保護する制度が不足している。また、多文化主義政策指標からみると、文化的権利も保護されているとはいえない。つまり、独自の施策を持つ先進的な地域を除けば、雇用をベースにした普遍主義的的制度への包摂にとどまっており、外国人住民の存在を考慮した制度創設の取り組みは、少なくとも国家レベルでは実施されていないと評価できる。

外国人住民の失業率は低いものの、これは彼らが社会保障制度に十分包摂されていないことが影響している。この場合、たとえ低い賃金であったとしても、就労したほうがよいと判断されるからである。既存研究でも、日本では二重労働市場が存在し、特に日系ブラジル人労働者は外部労働市場に位置づけられていることが指摘されている。労働市場において周辺化されている状況を考えれば、雇用をベースとした普遍主義的的制度への包摂も限定的となる。

4つの次元には相互にずれがあり、多文化共生の理念と実態との間には大きな乖離があることがわかる。